



お
麻

み
績



5年ぶり 敬老会開催

人口 2,426人(男 1,190人 女 1,236人) 世帯数 1,045戸(R6.10.1現在)

広 報
No.164

2~13

議会だより
No.154

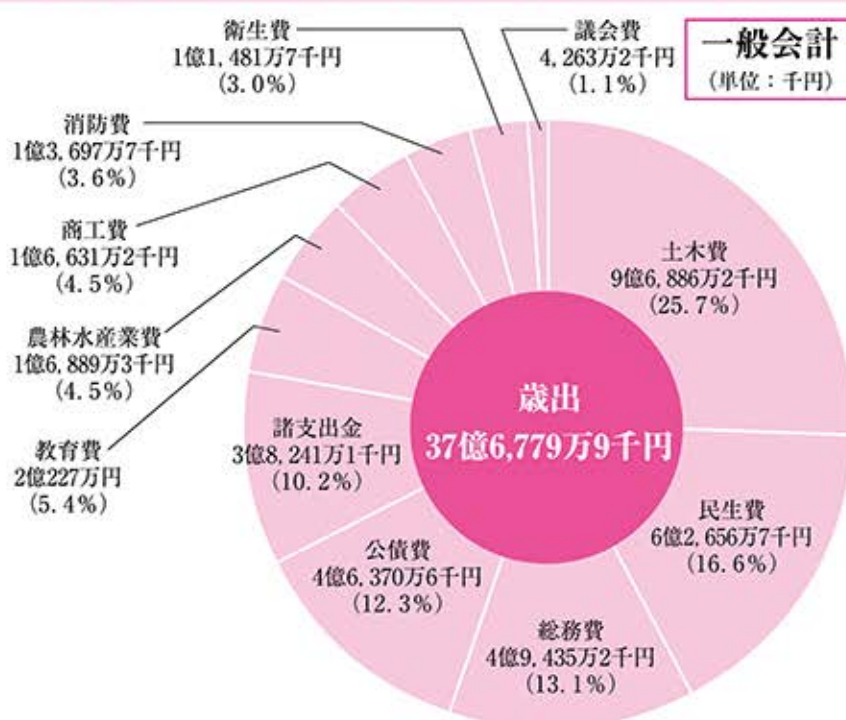
14~23

農業委員会だより
No.60

24~27



決算状況（事業紹介）



広報麻績

No.164

発行 麻績村

編集 村づくり推進課

〒399-7701

長野県東筑摩郡麻績村麻3837番地

電話0263-67-3001

FAX0263-67-3094

表紙写真

敬老会 5年ぶりの開催

☆決算状況について	2
☆麻績日記	5
☆健康と福祉のひろば	7
☆各課からのお知らせ	8
☆関係機関からのお知らせ	9
☆防災コラム	13

麻績村・松本山雅 ホームタウン調印式



〔麻績村 松本山雅 F C のホームタウンへ〕

松本山雅 F C の11番目のホームタウンとして調印し、スポーツを通しての地域活動の推進やクラブのコンテンツを活用して、地域活性化事業に取り組んでいます。



〔地域支えあい生活支援商品券配布事業〕

物価高騰及び燃料価格高騰の生活支援として、地域支えあい生活支援商品券の第4弾、第5弾の配布を行いました。

【歳出用語解説】

議会費：議会活動に使われたお金
総務費：人事・企画・財政・交通安全などの事業に使われたお金
民生費：高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉の充実などに使われたお金
衛生費：病気予防のための各種検診や、ごみ処理などに使われたお金
農林水産業費：農林業の振興などに使われたお金
商工費：商工業や観光の振興などに使われたお金

土木費：道路、河川、住宅建設の整備などに使われたお金
消防費：災害や救急業務、消防団の運営業務などに使われたお金
教育費：学校、社会教育、歴史・文化保存の充実などに使われたお金
公債費：事業を行うために借りたお金の返済に使われたお金
諸支出金：各種基金の積み立てなどに使われたお金

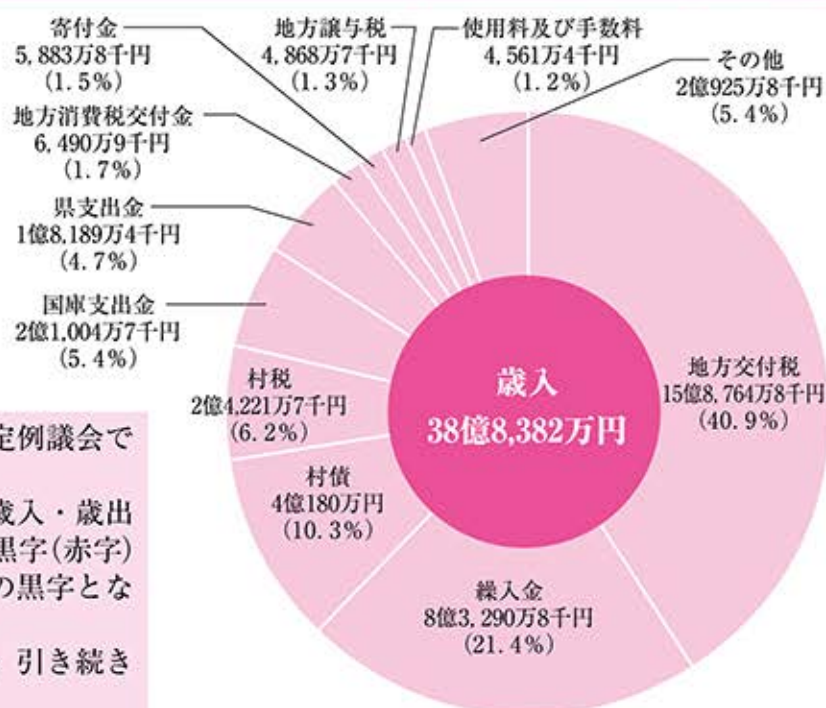
令和5年度

歳入	38億8,382万円 (前年比 14.0%増)
歳出	37億6,779万9千円 (前年比 15.1%増)
翌年度へ繰り越すべき財源	5,771万4千円 (前年比 20.8%増)
実質収支	5,830万7千円 (前年比 32.6%減)

令和5年度決算がまとまり、9月の定例議会で7会計の決算が認定されました。

令和5年度は、一般会計において、歳入・歳出ともに前年度を上回りました。また、黒字(赤字)を示す実質収支額は5,830万7千円余りの黒字となりました。

今後も歳出の見直しなどに取り組み、引き続き財政の健全化に努めてまいります。



〔定住促進住宅整備事業〕
(桑山地区)

北アルプスの眺望と美しい里山風景が広がる場所に、家庭菜園やガーデニングが楽しめる住宅を新たに4棟建築しました。



〔道路改良事業〕
(下井堀区)

2か年計画で行った道路改良工事は、橋梁の架け替えも同時に施工し、より安全に通行できるようになりました。

●特別会計決算の状況

単位: 千円

会計名	歳入	歳出	差引額
国民健康保険	361,953	324,945	37,008
聖高原別荘地地上権分譲事業	2,961	2,442	519
下水道事業	358,779	148,509	210,270
水道事業	652,406	407,041	245,365
介護保険	508,266	463,404	44,862
後期高齢者医療	46,873	46,768	105

●基金残高の状況(令和5年度末)

単位: 千円

財政調整基金	1,014,800	村営バス事業基金	10,500
農業構造改善事業基金	223,420	福祉基金	201,800
土地開発基金	145,649	水道事業基金	83,100
減債基金	227,100	観光事業振興基金	258,700
地域振興基金	53,500	教育施設整備事業基金	159,500
高等学校生徒奨学金基金	2,068	環境衛生事業基金	145,600
下水道施設整備基金	132,900	介護保険支払準備基金	76,094
国民健康保険支払準備基金	80,004	情報通信施設整備基金	190,500
森林環境譲与税基金	2,372	合計	3,007,607

【歳入用語解説】

村税: 村民税、固定資産税、市町村たばこ税、軽自動車税などのお金
地方交付税: 村の財政力に応じて国から交付されるお金
国庫(県)支出金: 事業に対して国(県)から交付されるお金

繰入金: 基金などの積立金を取り崩し、その用途に応じて繰り入れるお金

寄付金: 「ふるさと納税」など、村へ寄附されたお金

村債: 村の自主財源だけでは実施が困難な事業をする時に借りるお金

麻績村の財政状況について ～健全な財政状況を維持～

①麻績村の財政は黒字？

地方財政の黒字または赤字は、「**実質収支**」という指標によって示されます。

令和5年度決算の「**実質収支**」は**5,830万7千円**であり、**麻績村の財政は黒字**ということになります。

実質収支(5,830万7千円) = 歳入総額(38億8,382万円) - 歳出総額(37億6,779万9千円)

- 翌年度に繰越すべき財源(5,771万4千円)

②借金はいくら？

家庭における借金は、地方財政では「**地方債**」が該当します。

道路など公共施設の整備には多額のお金が必要となります。これをその年の収入だけで賄おうとすると他の施策ができなくなるため、地方債を活用して年度間の負担調整を図っています。

また、公共施設などは将来の世代も利用するものであるため、地方債には世代間の負担を公平にする役割もあります。

麻績村では、令和5年度末の地方債残高は31億5,811万円となっています。ただし、この地方債は大部分が過疎債などの有利な起債のため、実質的な返済額は約4分の1程度です。ちなみに、貯金にあたる基金は総額30億760万7千円となっています。

③借金返済の負担状況はどうなの？

家庭において、家や車のローンなどの借金返済額が、収入に占める割合として大きくなればなるほど家計は苦しくなります。

地方財政では、「**実質公債費比率**」という指標によって、収入に対する借金返済額の割合が示されます。借金返済の負担が多すぎないかをチェックする指標です。25%を超えると要注意状態、35%を超えると自主的に財政を立て直せない状態にあることとなります。

令和5年度決算の「**実質公債費比率**」は**6.3%**で、**基準値を超えることはありませんでした。**

●令和5年度決算に基づく麻績村の健全化判断比率

健全化判断比率		麻績村の数値	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
実質赤字比率	村の会計における実質的な収支が黒字か赤字かを判断するための指標です。	赤字はありません	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	村の全会計の合計の実質的な収支が黒字か赤字かを判断するための指標です。	赤字はありません	20.0%	30.0%
実質公債費比率	村の通常的な収入に対して、一般会計などが負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標です。	6.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	村の通常的な収入に対して、将来負担しなければならない借金などの大きさを示す指標です。	数値は算出されません (※現在村の抱える将来的な負担は、基金や交付税などの充当可能財源で全てまかなうことが出来ます。)	350.0%	
資金不足比率	村の公営企業会計における事業規模に対する資金の不足額の割合を示す指標です。	資金不足はありません	経営健全化基準 20.0%	

麻績日記

敬老会の開催

令和6年度敬老会を令和元年度以来、5年ぶりに開催し、約90名の方が参加されました。今年度は感染症予防対策として、アルコールの提供を控えての敬老会でしたが、参加された方々の笑顔が溢れる敬老会を開催できました。

敬老会を欠席された方には、区長さんを通じて記念品の配布をご依頼いたしましたので、ご理解の程よろしくお願いいたします。



ふくこのついで2024

5年ぶりのふくしのついでが8月25日に地域交流センターで開催されました。

今年のテーマは「災害に備える いざという時の地域の力」で防災グッズや非常食の展示のほか、健康に良い「もち麦」コーナーではミニ講演会が行われました。



3階ホールでは「姿勢測定会」と題し、体のゆがみの測定をし、その場で体のゆがみにあった運動指導をする企画は行列待ちとなりました。大変人気になっていました。

また、同会場のオープニングでは、村社会福祉協議会の会長表彰で2名の方が表彰され、大きな拍手が送られました。

第35回サマーナイトフェスティバル

第35回サマーナイトフェスティバルが8月3日に役場駐車場特設会場で開催されました。

今年も飲食・体験型ブースに加え、ステージでは麻績小学校の金管バンドや筑中ソーランなど、小中学校の子どもたちが会場を盛り上げていました。また、同時開催のミニ防災フェアでは、はしご車への搭乗体験のほか、放水体験や非常食の試食も行われ、防災意識の啓発活動も行われていました。

夕方からは、「伊藤快バンド」によるライブ、桑田佳祐のものまね「ケイスケ」のショー、また35年ぶりの再結成となった「With」のライブが行われ、会場の

は熱狂の渦に包まれました。



第26回 月の里収穫祭

第26回月の里収穫祭が10月13日にシェーニングガルテンおみ特設会場で開催されました。

村内の団体による大テント村では、そばや石焼き芋、地元の野菜や果物など、順番待ちの長い列ができる、大変賑わいをみせていました。収穫祭ならではの催しである、来場者参加型の万年豊作ゲーム大会では、りんごの皮むきや米袋持ち上げ

といった、農業にちなんだゲームに多くの参加申し込みがあり、熱い戦いを繰り広げていました。また、今年には松本山雅FCとコラボし、小学生以下の子どもを対象としたサッカーボウリングゲームを行い、真剣ながらも笑いのあふれるものとなりました。

ステージでは、タレントによるモノマネショーやライブパフォーマンスが会場を盛り上げていました。

最後には、豪華景品が当たる大抽選会が行われ、以前にも増して活気のあるイベントとなりました。



令和6年度 地区懇談会開催

今年度の地区懇談会が、5月から8月まで、24地区で行われました。

懇談会では、有害鳥獣対策や空き家対策、松くい虫の被害対策など、それぞれの地区の抱えている課題について、様々なご意見やご要望をいただきました。これらの内容を精査し、今後の施策に反映できるように、努めてまいります。

公共施設合同の 避難訓練開催

役場や保育園、小学校等の公共施設合同で、消防法の消防計画を根拠とする避難訓練を8月28日に行いました。

各施設から避難が完了した後で、麻績消防署の方々と講師に、消火器による初期消火訓練を行い、避難、消防署への通報、初期消火という一連の緊急時への対応を学びました。



大規模地震災害に備えて 村防災訓練開催

令和6年度村防災訓練が9月8日、自主防災組織が主体となり村内各地の指定避難所である公民館で行われました。

今年に入り、日本各地では、能登半島地震をはじめ、多くの大規模地震が発生しており、当村においても「糸魚川―静岡構造線断層帯」を震源とする直下型大地震が、いつ発生してもおかしくない状況です。

そこで今回の訓練は大規模地震災害を想定し、一次避難所開設訓練、通報訓練を実施し、村内全域に「一

次避難所への避難指示」を発令し、緊急放送により、避難訓練を実施しました。

避難訓練終了後は、発電機・投光器の稼働確認や炊き出し訓練等といった各地区で必要とされる独自訓練が行われました。

事前打合せから開催までご協力いただいた自主防災組織の役員の方々に感謝いたします。



松本空港ジェット化30周年 記念物産展へ出店

9月16日松本空港ターミナルビル前公園にて松本空港ジェット化30周年を記念した物産展が行われ、麻績村も出店してきました。



松本地域の3市5村による特産物の販売が行われ、多くの空港利用者が訪れました。途中にはアルクマやおみぼんとの撮影会・握手会が行われ、子どもたちをはじめ多くの皆さんと触れ合うことができました。

当日は松本空港にモンゴルからの臨時国際便が乗り入れるなど、海外の方も多く訪れていました。



本町「コミュニティ」広場 完成

本町地区の若者定住促進住宅団地近くに芝生張りの「コミュニティ広場」が完成し、9月8日から利用が開始されました。



主に、子育て世代の方の利用を考慮して、保護者が見守る場所としての東屋、水飲み場、遠方の方も利用しやすいように駐車スペースを備え、子どもたちが元気に走り回れるように広い芝生の広場が整備されました。

健康と福祉のひろば

高齢者の方、インフルエンザ・新型コロナ 予防接種費用の補助を受けられます

村では、インフルエンザ・新型コロナの予防接種の費用の一部を補助します。

●対象者

- ①麻績村に住所を有し、接種日の年齢が65歳以上の方
- ②麻績村に住所を有し、接種日の年齢が60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方（これらの障害により、身体障害者手帳1級相当の方）

●接種費用（自己負担額）・接種回数

インフルエンザ	1,000円
新型コロナ	2,000円

※どちらも接種は1回です

●補助が受けられる接種期間

インフルエンザ	令和6年10月1日～令和7年1月31日
新型コロナ	令和6年10月1日～令和7年3月31日

●麻績村・筑北村での接種について

	新型コロナ	インフルエンザ	新型コロナ
予約期間	10/10(木)～10/31(木)	11/ 1(金)～12/27(金)	1/ 6(月)～3/19(水)
接種機関	10月中旬～11/14(木)	11/15(金)～ 1/14(月)	1/15(火)～3/31(月)

・医療機関へ直接ご予約ください。

◇玉井医院 ☎0263(67)2231 ◇鳥羽医院 ☎0263(66)2435 ◇松林医院 ☎0263(66)2008

・予診票は、接種を受ける医療機関または保健センターで受け取ることができます。

●その他の医療機関での接種について

・医療機関へ直接予約してください。（予約開始日等も各医療機関にお問合せください。）

・**予診票を事前に保健センターに取りに来る必要があります。**

子どものインフルエンザ予防接種の費用を補助します

村では、今年度も子どものインフルエンザ予防接種の接種費用を補助します。

◇補助対象となる接種日

令和6年10月1日から令和7年1月31日まで

※麻績村・筑北村の医療機関では11月1日から接種開始です

◇対象者

生後6か月から18歳（高校3年生）の方



詳しい内容については、各ご家庭に配布されているお知らせをご覧ください。

「健康と福祉のひろば」に関するお問い合わせは 保健センター ☎0263(67)4856 まで

各課からの お知らせ

教育委員に

小山正文さん 再任

任期満了に伴い、9月定例議会において教育委員の小山正文さん(中沢)が再任されました。

任期は令和6年10月1日から4年間です。

麻績村固定資産評価 審査委員に

町田俊男さん 再任

村ではこのたび、村議会の同意を受け、町田俊男さん(野口)を固定資産評価審査委員に選任しました。任期は令和6年10月1日から3年間です。

福祉バス運行日程の 変更について

宮本の福祉センターと各地区つないでいる福祉バスは、村内居住の65歳以上の方が無料で乗ることができ

るバスで、水曜日、木曜日、金曜日に運行しています。

半年ごとに行っている変更に伴い、令和6年10月から各地区を運行する曜日を変更させていただきます。

各戸へ配布した運行表をご確認のうえご利用ください。

◇お問い合わせ先

役場住民課
☎0263(67)4854



児童手当制度改正の お知らせ

令和6年10月(12月支給分)から児童手当の制度が一部変更になります。

①支給対象年齢の拡大

18歳までの児童がいる世帯が支給対象となります。

②所得制限の撤廃

①に該当する全世帯が支

給対象となります。

③多子加算の拡充

第3子以降の児童は一人当たりの支給額が一律3万円となります。

④算定児童の年齢拡充

算定児童が18歳年度末から22歳年度末までの児童となります。

⑤支給額が2か月に1回

支給月が2月、4月、6月、8月、12月となります。

支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

現在、児童手当を受給していない高校生以下の児童を監護している方、3人以上の児童を監護している大学年代の児童がいる方等については申請が必要となります。

※公務員の方の児童手当は職場から支給されます。

手続きの方法は勤務先へお問い合わせください。

◇お問い合わせ先

役場住民課
☎0263(67)4854

松くい虫防除対策の 補助について

山林以外の松くい虫被害について、村の補助金を活用できる場合があります。

①被害木の伐倒処理等をするための費用の一部補助

②被害予防のための樹幹注入をする場合の薬剤費用の一部補助

補助金を活用する場合は、必ず事前申請が必要となりますので、ご注意ください。

◇お問い合わせ先

役場振興課
☎0263(67)4853

野ネズミ一斉駆除の 実施について

農地等に生息し、農作物等に危害を加える「野ネズミ」の一斉駆除を、12月1日(日)に実施します。

薬剤は例年通り、農家組合班長や役員を通して配布となります。

ご不明な点がございましたら、村ホームページをご覧ください。

◇お問い合わせ先

役場振興課

☎0263(67)4853

ホット・情報麻績がスマートフォンでもご覧いただけます

村では「マチイロ(無料のアプリケーションソフト)」による「ホット・情報麻績」の配信を行っています。今まで忙しくて広報紙を読めなかった方や村外の方も、スマートフォンやタブレット端末で、いつでも簡単に広報紙を読むことができます。スマートフォンなどで「マチイロ」のホームページまたは左のQRコードからアクセスしアプリをダウンロードしてください。



マチイロ
マチを好きになるアプリ



親子で集う

ひだまり広場

交流センター1階ひだまり広場は、0歳から6歳までの親子が気軽に集まり、子どもは自由に遊んだり、親は交流したりホッとできる場所として毎日利用されています。村内のみならず里帰り中の親子や、村外の方にもアットホームな雰囲気です。利用しやすいと喜ばれています。



今年度は特に麻績村の飯森佑理さんが講師で行っている「リトミック(リズム遊び)」が親子に人気で、ピアノや色々な楽器に自由に触れさせてもらい興味津々です。もともと子どもたちは、

音楽が流れると自然に体を揺すったりするリズム感が

ありますがさらに楽しく音に合せて体で表現できる

ようになり、何回か継続しているうちにリズム感や音

感の基礎が育っていると感

じます。小さい子どもたち

なので無理にやるのではなく

まずは自由に楽しく遊ぶこ

とを大事に進めています。

ほかにも親子で楽しめる行

事を計画していますので、

いつでも気軽に利用してい

ただきたいと思っています。

◇お問い合わせ先

教育委員会

0263(67)4858

関係機関からの お知らせ

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

日本年金機構から、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、年末調整や確定申告の際に使用してください。

令和6年分の送付スケジュールは、左記のとおりです。

①令和6年9月30日までに納付された方

【電子送付】令和6年10月中旬から下旬にかけて順次

【郵送】令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次

②令和6年10月1日以降に納付された方(①の対象者は除きます。)

【電子送付】令和7年1月下旬

【郵送】令和7年2月上旬

◇お問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル

0570(003)004

役場住民課

0263(67)4854



「あづみ野ランド」 浴場施設のみ 先行営業を開始

6市町村(安曇野市・池田町・松川村・生坂村・筑北村・麻績村)で組織する穂高広域施設組合が運営する「あづみ野ランド」は、

令和7年2月末まで大規模改修工事中ですが、安全な動線を確保しつつ、令和6年8月15日(木)から、浴場施設のみ先行して営業を開始しました。

今回、最新のサウナや新たに数種類の浴槽を整備しましたので、是非ご利用ください。皆様のご来場をお待ちしております。

◇お問い合わせ先

あづみ野ランド

0263(82)0256

穂高広域施設組合

0263(82)2147

国内での化学物質 規制が大きく見直し となりました

国内で取り扱われている化学物質の中には、危険性や有害性を持つ物質が多くあるため労働者が安全に働けるように化学物質規制があります。

労働安全衛生法関係法令の改正により、令和6年4月から職場での化学物質規制が大きく見直しとなっています。

詳しくは、労働安全衛生総合研究所ホームページをご覧ください。

◇お問い合わせ先

事業者のための化学物質管理無料相談窓口

050(5577)4862



<QRコード>

《税務署での確定申告の相談をご検討の方へ》

令和7年1月6日(月)から2月14日(金)までは、税務署内に確定申告会場はありません。
相談を希望される方は、令和7年2月17日(月)から3月17日(月)までの確定申告期間中に、
確定申告会場へお越しください。

※2月14日(金)以前は、確定申告会場を設けていないため、所得税・個人消費税・贈与税の申告相談に予約なくお越し
いただいても対応できませんのでご了承ください。

※確定申告会場への入場には入場整理券が必要です。国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行が
スムーズです。

令和6年分

決算説明会・消費税等説明会開催



税務署では、正しい帳簿・記録に基づいて正しい決算と申告をしていただくために、具体的な決算の仕方や、青色申告決算書、収支内訳書の作成及び消費税等について、下記のとおり説明会を実施します。

説明会開催日程等一覧

対象者	開催日	開催時間	開催会場	対象地区	留意事項
消費税課税事業者等	令和6年 12月12日(木)	午前10時～ 正午	松本市勤労者福祉 センター 3-3会議室 (松本市中央 4-7-26)	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡	【事前予約制】 開催日の前日15時まで に下記記載の担当者へお電話で ご予約願います。 なお、定員(各50名)に達した 場合には、ご参加いただけない 場合がありますので、あらかじめ ご了承ください。
白色事業所得者等	令和6年 12月13日(金)	午前2時～ 午後4時			
全ての青色 申告者	令和6年 12月12日(木)	午前2時～ 午後4時			
	令和6年 12月18日(水)	午前2時～ 午後4時			
農業所得を 有する者	令和6年 12月20日(金)	午前2時～ 午後4時			

■担当者

松本税務署 個人課税第一部門 記帳指導担当 電話0263(39)3261(直通)

■注意事項

- 開催会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。
また、会場の駐車場は台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- 「白色事業所得者等」とは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う白色申告者をいいます。
- 「消費税課税事業者等」とは、前々年の課税期間における課税売上高が1,000万円を超える方やインボイス発行事業者の登録をされた方など、一定の要件に該当する方になります。

国民健康保険・後期高齢者医療加入者の皆さん

12月2日から「マイナ保険証」へ移行します

令和6年12月2日から、紙の保険証の新規交付を終了し、マイナンバーカードを保険証として利用する、マイナ保険証へ移行します。マイナ保険証を利用するには、マイナンバーカードへの登録が必要です。

Q1 マイナ保険証の登録はどうやるの？

答1 マイナンバーカードとカード作成時に設定した4桁の暗証番号が必要です。マイナポータル(ご自分のPC・スマートフォン)・セブン銀行ATM・医療機関等の顔認証付きカードリーダー・麻績村役場で手続きできます。また、ご事情により、登録解除をしたい場合は、麻績村役場へお申し出ください。

Q2 今持っている紙の保険証は、すぐに使えなくなるの？

答2 保険証に記載の有効期限(令和7年7月31日、75歳の誕生日など)までお使いいただけます。

Q3 マイナンバーカードを持っていないのですが…

答3 マイナンバーカードをお持ちでない方には、現在の紙の保険証の有効期限までに「資格確認書」をお送りいたします。現行と同じように、医療機関等に提示することで利用できますので、ご安心ください。

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください  マイナンバーカード 保険証利用



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

長野県最低賃金

時間額

998円

(改正前 時間額948円)

効力発生年月日 **令和6年10月1日**



長野労働局

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>



【お問い合わせ先】 長野労働局労働基準部賃金室 ☎026(223)0555

11月10日は、無電柱化の日。

あなたの街の防災力を高めるためにも
「無電柱化」、みんなで考えよう。



防災



安全・快適



景観・観光

 国土交通省



無電柱化事業の詳細については、
国土交通省のホームページを
ご覧ください。

無電柱化 国土交通省 検索





麻績消防署からのお知らせ



秋の火災予防運動 11.9(土) ▶ 11.15(金)

防火標語「守りたい 未来があるから 火の用心」

火災予防運動とは



火災予防運動は、火災予防思想の普及を図り、火災の発生を防止することを目的とした啓発活動だよ。

毎年全国一斉に「春」と「秋」の年2回行われ、春の火災予防運動は1年を通して一番火災の発生件数が多いといわれている3月に、3月1日から3月7日まで、秋の火災予防運動は「119番」にちなんで、11月9日から11月15日まで行われるよ！

火災予防運動の起源は、1871年10月8日シカゴ大火(17,500棟焼失・死者250人)の40周年に際し、1911年10月9日にアメリカ全土にわたって初めて行われた「火災予防デー」といわれているよ。



日本で全国統一防火運動が行われるきっかけとなったのは、昭和2(1927)年3月7日に、京都府北部を襲ったマグニチュード7.5、全半壊住宅12,548戸、焼失家屋3,711戸、死者・行方不明者2,925人もの被害をもたらした北丹後地震です。

松本広域管内 出火原因別火災発生状況(令和5年)

市 村	件 数	市 村	件 数	市 村	件 数
松 本 市	55(62)	麻 績 村	3(4)	朝 日 村	3(0)
塩 尻 市	31(28)	生 坂 村	2(1)	筑 北 村	2(4)
安曇野市	37(46)	山 形 村	4(5)	総 数	137(150)

※()内は、令和4年の火災件数です。

令和5年			令和4年		
順位	原 因	件数(%)	順位	原 因	件数(%)
1	たき火	27(19.7)	1	火入れ	23(15.3)
2	火入れ	19(13.9)	2	たき火	15(10.0)
3	たばこ	8(5.8)	3	こんろ	13(8.7)
4	配線器具	6(4.4)	4	電気機器	9(6.0)
5	電気機器	5(3.6)	5	電灯・電話等の配線	6(4.0)

※件数欄の割合(%)は、総件数に対するものです。

★Point

麻績、筑北両村合わせて5件の火災のうち、建物火災1件、林野火災1件、その他火災が3件ありました。

「たき火」「火入れ」が多いのは、長野県ならではの特徴です。全国の出火原因一位は「たばこ」、次いで「たき火」「こんろ」で「火入れ」は6位でした。



みなさんと私たちが 火災「ゼロ」を目指しましょう！



お問い合わせ

松本広域連合 麻績消防署
〒399-7701 麻績村麻10389番地3

TEL(FAX)0263(67)2992
mail: shobo_omi@m-kouiki.or.jp



(1) 自分の家の近くは安全ですか？

山が近い⇒地震の揺れで山が崩れるかもしれません。

地震が起きてから、早く安全な場所へ避難する(逃げる)ことができるように、家の近くで避難できる場所を予め調べておいてください。

自分の家の近くの安全性や、避難場所などをより詳しく知るには、あなたが住んでいる地域の防災マップ(逃げるところなどの地図)をご覧ください。

(2) 自分の家は安全ですか？

過去の大地震では、比較的古い木造住宅が数多く倒壊し、多くの方々が自分の家で亡くなりました。建ててから年数が経過した家屋の場合は、積極的に耐震診断を受けて、必要があれば早めに改修しましょう。

自分の家の耐震性を確認した場合に、☒をつけてください。

☐ 自分の家の耐震性を確認しました。

(3) 家の中は安全ですか？

地震が起きると、家の中にある家具が倒れ、棚から物が落ち、ガラスが割れるなど、危なくなることがあります。

そのため、家の中に地震時危険となる箇所がないかを確認し、次に例示したように事前に備えをしておきましょう。

☐ 家具が動かないように、転倒防止器具を取り付けている。

☐ 家具の上に重い物を置かないようにしている。

☐ 窓ガラスなどに飛散防止フィルムを貼っている。

☐ 出入口や通路には物を置いていない。

(4) いつも準備しておく物

大きな地震が起きると、家の電気・ガス・水道が止まる場合があります。

行政からの支援が届くまでの少なくとも3日～1週間は、だれにも頼らず暮らせるように事前に備えておくことが大切です。

そのため、次に例示する物を普段から準備しておきましょう。

非常備蓄品の例

食べ物	ビスケット、缶詰、インスタントラーメン、飴などすぐ食べられるもの
飲み物	1人1日3リットル
生活用品	カセットコンロ・ガスボンベ・マッチ・ろうそく・ライター・紙皿・割りばし・スプーン・フォーク・ウェットティッシュ・トイレットペーパー・簡易トイレ、懐中電灯、乾電池、毛布・寝袋など毎日使うもの
乳幼児がいる場合	ミルク、離乳食、おむつ、タオル
要介護者がいる場合	おむつ、常備薬など

(5) 家の近くの人々と知り合いになってください

災害が起きたときは、みんなで助け合うことが大切です。普段から地域の活動に参加して、家の近くの人と知り合いになってください。地震のときに助けてくれます。

議会だより

No.154

☆9月定例会	14
☆10月臨時議会	15
☆筑北村で議員大会	15
☆一般質問	16
☆議案等の審議結果	19
☆決算審査意見書	20
☆活動報告	23

発行 麻績村議会
編集 議会編集委員会
〒399-7701
長野県東筑摩郡麻績村麻3837番地
電話0263-67-3001
FAX0263-67-3094

9月定例会

9月定例会は、9月5日から12日までの8日間の会期で開催された。

9月の定例会については、決算議会とも言われ、令和5年度の一般会計や特別会計の決算について、その執行状況を確認し、認定を行うことが大きな議決事項となっている。

本会議第1日目は、諸般の報告として、令和5年度の麻績村社会福祉協議会の経営状況に関する報告と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率と資金不足比率に関する報告が行われたあと、

- ・条例改正議案 1件
- ・その他議案 3件
- ・令和6年度補正予算 7件
- ・同意案件 2件
- ・令和5年度決算認定 7件

また、一般会計と各特別会計決算については、

7月に監査委員による決算の審査が行われており、その結果に基づき、飯森代表監査委員より「決算審査意見書」の報告がなされた。

本会議終了後、議会全員協議会を行い、上程した議案等の詳細説明を提出者から受けた。

今回の一般会計の補正予算については、総額3億3千万円という規模の大きな補正となったが、その内訳は歳入として、地方交付税が約2億5千万2百70万、前年度決算確定に伴う繰越金の増額3千8百30万などとなっている。

9月は前述のとおり決算認定が重要なものであるため、例年9月定例会の会期中に各会計の決算について、各課担当より詳細説明を受けることとなっており、9月5日、6日に開催された総務経済委員会と社会文教委員会の中で説明を受けた。

前段の監査委員による決算審査において、執行状況に係る審査が行われているため、ここでは決算書に添付されている「効果調査」をもとに、執行した事業がどのような効果があったのか、事業を行ったことで成果はどうであったか、どのような方針で実施されたものであったかなどに主眼をあてた説明がなされた。

本会議2日目の10日には、一般質問を行い、6名の議員が登壇し、村政の執行状況や将来に対する方針について所信を質し、あるいは報告、説明を求めた。

質問の内容については、有害鳥獣対応、男女共同参画条例の制定に向けての進捗状況、行政機構の見直しについて、集合住宅建設推進について、空き家対策、地籍調査の現状と今後についてや空き家対策についてなど多岐にわたるものであった。

本会議3日目である9月12日は、第1日目に上程された議案11件、決算認定7件、同意2件の審議・採決等を行い、原案のとおり可決した。

諸般の報告

○令和5年度社会福祉法人麻績村社会福祉協議会の経営状況に関する書類の報告

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告

○議員派遣結果報告

請願・陳情等の委員会付託

○私立高校に対する公費助成をお願いする陳情

○刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出についての陳情

○政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケ

ア労働者の賃上げや人員増を求める陳情

○国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情

条例の改正

○麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

その他

○聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について

○松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更について

○長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

令和6年度
補正予算

議員 発議

○国民健康保険財政への国庫負担金の増額を求める意見書
○議会議員の派遣

○一般会計補正

(第2号)

○国民健康保険特別会計補正 (第1号)

○聖高原別荘地地上権分譲特別会計補正 (第1号)

(第1号)

○介護保険特別会計補正 (第2号)

○後期高齢者医療特別会計補正 (第1号)

○簡易水道事業会計補正 (第1号)

(第1号)

○下水道事業会計補正 (第1号)

同意案件

○教育委員会委員の任命

小山 正文氏

○固定資産評価審査委員会委員の選任

町田 俊男氏

10月臨時議会



決算説明【総務経済委員会】

簡易水道事業会計、及び一般会計の承認案件2件と総務費、商工費、教育費において緊急に予算の補正が必要となり、10月18日に臨時議会が開催された。承認第1号では、先に専決された簡易水道事業に係る消費税の支払いに伴う補正をするもので、収益的収入に

おいて特別利益の補正と、収益的支出において当別損失の増額の補正を計上した。また承認第2号、一般会計補正予算第3号では衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票に係る経費、歳入歳出420万円が計上された。

補正第4号では落雷被害による工事請負費、また債務負担行為の補正については麻績村福祉施設建設工事において限度額の増額の補正を行った。補正額は620万円で、歳入歳出総額は32億3千2百20万円となった。

筑北村で議員大会

第75回東筑摩村議会議員大会が8月21日、筑北村において開催され、前年度大会決議事項の処理状況の報告の後、各村から議案を提出し、全議案採択することに決議された。

当村からは、交通安全対策「国道403号の改良整備促進（下井堀・下田間、本町・明治町間）の歩道設置」についてを議案として提出し、飯森寛志議員が趣旨説明をした。



趣旨説明する飯森寛志議員

一般質問

質問事項

飯森 寛志

- 有害鳥獣対応について
- 移住定住対策について
- 若者定住住宅(本町住宅)退去後の村の対応について

宮川 秀俊

- 男女共同参画条例の制定に向けて進捗状況は
- 農業施策について
- 教育環境について
- 観光施策について

清水 清

- 令和5年度決算について
- 行政機構の見直し及び活用について
- 街路灯・防犯灯の設置について

飯森 茂孝

- 集合住宅建設推進等について
- 新設されたオートキャンプ場について
- 本町地区コミュニティー広場について

塚原 利彦

- 空き家対策について
- 公共交通政策について
- ふるさと納税について

宮下 朗

- 地籍調査の現状と今後について
- 麻績村福祉センターの施設管理について
- 飼い主のいない猫対策について

当村での熊被害は

当村では幸いなことに 人身被害は無い



飯森 寛志 議員

問 有害鳥獣対策の当村での熊被害の実態は、**答** 当村では、幸いなことに人身被害は無い。これからの時期いつ、どこで熊と遭遇するか分からぬ状況にあり、住民に対し、引き続き注意喚起の周知・広報を行っていく。

問 村内の目撃件数は、**答** 里地における村内の目撃件数は、令和5年度1件、令和6年度4月～7月1件である。

問 動物認識カメラの設置状況は、**答** 現在猟友会個人所有のカメラを設置。今年度は、赤外線カメラを導入し、日向・麻績両猟友会に活用予定。

問 当村の捕獲基準は、**答** 当村の学習放獣か駆除かの基準は明確なものはない。状況に応じて危険性が高い場合は、村長の権限により捕殺もあるが、県の指針により基本的学習放獣す

問 緊急出動時に対する手当等の対応は、**答** 熊の捕獲時に関わる近隣自治体の状況は松本市は麻酔銃を使用した場合や捕獲用の罠の設置、パトロールの場合は、報奨金や出動手当を支給。他の市村は、熊の捕獲時に限定したものはない状況。環境省より、4月16日、省令を改正して熊を指定管理鳥獣に追加し、ニホンジカやイノシシと同様に、令和7年度から国の交付金を受けられることができる。熊出没防止対策事業や緩衝帯の整備、侵入防止柵の整備、出没時のパトロールなどに充当が可能。村としては、報奨金や出動手当の支給については、近隣市村の状況を踏まえ、検討していく。

問 有害鳥獣捕獲後の貯蔵庫設置の考えは、**答** 麻績・日向・両猟友会員が利用しやすい場所でのような貯蔵施設が必要か、今後研究を進めていく。他の近隣市村の持込み可能な施設もあり、時間的短縮ができるならば調査を進めていく。

男女共同参画条例の制定に向けて状況は

条例で制定する必要があるか、 未だ検討中である

宮川 秀俊 議員



問 男女共同参画条例制定に向けて推進、進捗状況は。

答 計画の見直しが必要か、条例で制定する必要があるかどうかも含めて、今のところまだ研究中である。

問 見直しや修正箇所も上がっていないのか、条例制定そのものについて反対があるのか。

答 最終年度（令和8年）には達成度の検証、次期計画への見直しも必要と考えている。策定に携わった委員の意見も聞きたい。必要か否か引き続き研究していきたい。

問 計画最終年度まで2年あるが、あまりにも消極的な姿勢ではないか。年度内にも審議会を設置すべきではないか。

答 今のところ最終年度を予定している。改めて見直しが必要な部分について確認し、年度内設置が必要かどうか研究したい。

問 セクハラやDVの禁止、ジェンダー平等、選択的夫婦別姓制度などについてどのように考えているか。

答 村の計画においては、基本目標の中で配偶者からの暴力の根絶、個性を認め、活かし支え合っていく地域社会といった項目も定めている。そのための具体策として、村や住民が担うべき役割も掲げている。計画に沿って啓発、相談窓口の紹介等、必要な対応をしていきたい。

問 条例制定には慎重な対応だが、6月の「男女共同参画啓発週間」において村として何か周知、啓発等は実施したのか。

答 村では配布されたポスターの掲示にとどまっている。

自治組織（区）の再編 今後の見通しについて

住民皆様の意向を十分に詰めてから検討

清水 清 議員



問 4月の「館報おみ」で各区の戸数が示されており、1番多いのが明治町で105戸、最小は野間桑関6戸、次に北山の8戸、あまり適切な言葉ではないかもしれないが、世間という限界集落ではないかと感じた。自治組織の再編について地元住民、村民の見識者の意見を聞き将来の方向性について議論、検討していく必要があると思うが村の考えは。

答 大変多くの地区に分かれており、地区懇談会の地区は25地区となっている。地区の再編については、大変難しい面がある。地区特有の古来からの決め事や事柄があり、以前から再編に対する声もあるが大変デリケートな

問題でもある。地区の理解と大きな声が無ければ中々再編に踏み切れないというのが現状である。住民皆様の意向を十分に詰めてから検討ができればと考えている。

問 地域の声を吸い上げながら進めていくと理解するが、人口減少が進む中、高齢者が多く地区内の村道の草刈りなど環境整備が厳しい状況であり村で実施して頂きたいとの声を聞くのがいかか。

答 地域懇談会の中でも高齢化で集落人口の減少により大変難しくなっているという意見を聞いている。人口減少に伴い共同作業等が難しくなることは理解できるが、全域の要望に応えることは難しい行政であるべき事、地域ができる事など地域と一緒に考えて考えたい。最善の策があれば推進していく。

駅前集合住宅建設推進の状況は

駅前集合住宅建設は 用地取得に向けた事務を進めている

飯森 茂孝 議員



問 聖高原駅前に集合住宅を増設したいとの村の意向であるが、集合住宅建設に向けての進捗状況は。

答 集合住宅建設の現状は、現在のところ建設用地の取得に向けた事務を進めている。用地の取得のめどが立ち次第、建設に向けた関係事務を進めるという形になる。

問 桑山地区移住促進住宅は、今回新たに4棟が建設され、合わせて13棟となった。この4棟への入居状況と、今まで入居している9棟、入居者数は現在どのくらいか。

答 桑山定住促進住宅4棟の入居状況は7月1日から順次入居され、新しい生活が始まっている。入居された世帯

は、県外からが1世帯、県内からが1世帯、村内から2世帯となっている。この4棟の入居者の状況は、ご夫婦二人という世帯が3世帯、残り1世帯についてはご夫婦二人に子供が3人である。前の9棟の入居者数は、令和6年4月1日現在、38名で小学生二人、それ以下の子どもは12名となる。

問 桑山地区移住促進住宅に入居者の中でテレワークセンターを使われている方は。

答 テレワークセンターを2ヶ月程度一時的に借りたという申し込みがあった移住者は2名である。



桑山定住促進住宅視察

公共交通、両村共同運行等はどうなるか

共同運行となれば、幾つか検討課題があるので 研究していきたい

塚原 利彦 議員



問 8月上旬に公共交通に関して筑北村の事務担当者との話し合いが行われたようだが、その目的と内容は。

答 この4月から、両村の村営バス運行業者が同じ業者になったため、8月6日に両村の現状における公共交通の運行形態の内容や、それぞれの抱えている課題などについて情報共有をするために懇談を行った。

問 今後の会議など、スケジュールや進め方はどうなるのか。

答 今のところ特に決まっていない。

問 では今後は両村で別々に進めるのか。共同運行等はどうなるか。

答 両村で共同運行するという事になれば幾つかの調整や協議が必要

要なので、検討課題として研究していきたい

問 今後、村営バス関係の協議をする場合はどうなるのか、現在の「麻績村村営バス運営審議会」で行うのか。

答 両村での協議の場合という事はまだ決定していない。村内での協議の場合という事になれば、現在の村営バス運営審議会、となる。

問 そうすると、麻績村の村営バス運営審議会では、麻績村独自に進めていくのではなく、筑北村との話し合いも含めて審議するのか。

答 今後の状況によってだと思いが、現在のところは全く未定の段階である。

問 麻績村として、今後のバス運営について、両村共同しての運行という考えが基本にあるかを伺いたい。

答 最終的には、共同運行ができればいいと個人的には考えるが、それまでには時間が掛かると思う。今後研究、検討して進めたい。

地籍調査の進捗状況と今後の予定は

航空データの活用等も検討し 早期に完了させたい

問 令和6年現在における地籍調査の進捗状況は。

答 麻績村における地籍調査は、平成24年度から開始され、宮本・矢倉・野口・女瀬砂原・和合下田・下井堀の計6地区で実施されている。実施された6地区の事業面積は、合計2kmである。

現在の取組状況は、下井堀地区の東側、一筆地調査を9月下旬から行う予定である。地籍調査の進捗率は、県のデータによると、村の総面積34・38kmに對し、令和5年度までに実施済み面積は4・83km（ほ場整備済み箇所を含む）で、進捗率は14%となっている。

問 国土交通省のHPによると全国の進捗率は53%、県は39%とい



宮下 朗 議員

うことで、当村はかなり遅れている印象だが、原因をどのように考えているか。

答 国庫補助等が当初に比べると半減していることが原因と考えられる。また、JRやNEXCOといった関係機関との協議に時間がかかるという要因もある。

問 公共事業の円滑な推進や、災害復旧の観点からも、地籍調査の早期完了が望まれるが、今後の調査予定をどのように考えているか。

答 限られた予算の中で、各地区を2つに分けて事業を実施してきたが、今後は、住宅密集地や公共事業予定地を想定する中で、順次その時の状況に応じて対象地区を変えていくことも検討の課題になっている。能登半島地震の教訓からも地籍調査の重要性が再認識されている。国・県の予算取りをしつかり行う中で、早期の完了を目指して推進していきたい。

【議案等の審議結果】

*案件名称のうち、「麻績村」は省略します。

案件 種別	議案 番号	名 称	議員名と賛否						
			飯森 茂孝	塚原 利彦	宮下 朗	茂木 泰男	飯森 寛志	宮川 秀俊	清水 清
認定	認定1号	令和5年度 一般会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定2号	令和5年度 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定3号	令和5年度 聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定4号	令和5年度 下水道事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定5号	令和5年度 水道事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定6号	令和5年度 介護保険特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定7号	令和5年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案1号	国民健康保険条例の一部を改正する条例について	○	×	○	○	○	×	○
議案	議案2号	聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案3号	松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更について	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案4号	長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案5号	令和6年度 一般会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案6号	令和6年度 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案7号	令和6年度 聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案8号	令和6年度 介護保険特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案8号	令和6年度 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案10号	令和6年度 簡易水道事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案11号	令和6年度 下水道事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	同意1号	教育委員会委員の任命 【小山正文氏：再任】	○	○	○	○	○	○	○
同意	同意2号	固定資産評価審査委員会委員の選任 【町田俊男氏：再任】	○	○	○	○	○	○	○
発議	発議1号	私立高校に対する公費助成をお願いする意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○
発議	発議2号	刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○
発議	発議3号	政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○
発議	発議4号	国民健康保険財政への国庫負担金の増額を求める意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○
発議	発議5号	議会議員の派遣について	○	○	○	○	○	○	○

令和5年度 決算審査意見書

令和5年度麻績村各会計決算及び基金運用状況等審査意見書(抜粋)

★地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和5年度麻績村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算及びそれぞれの歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査、各関係帳簿、証書類並びに同法第241条第5項の規定による各種基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおりである。

★審査の方法

各会計決算書及び関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算執行が適正かつ効率的になされているか、事務事業が経済的、効率的に行われたかを審査した。また、基金の運用状況は、各基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、目的に沿って適切かつ効率的に運用されているかについて諸帳簿と照合する

とともに関係職員から説明を求めながら実施した。

★審査の総括意見

1 審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び決算付属書類は、いずれも法令の規定に準拠して調整されており、計数は正確であり、予算の執行は適正であると認めた。

2 財産及び物品についても、適正に管理され、台帳等も概ね良好に整備されていることを認めた。

3 各基金の管理及び運用の状況は、その目的にしたがい適正に運営され、計数も正確であることを認めた。

★各会計別意見

一般会計

(1)財政収支の状況

歳入決算額

3,883,820,089円

歳出決算額

3,767,799,259円

差引額

116,020,830円

令和5年度決算は前年度と比較すると、歳入が475,536千円(13.9%)、歳出は493,762千円(15.1%)とそれぞれ増となっている。

歳入の収納率は95.5%(前年度97.3%)、収入未済額は177,641千円で前年比88,769千円の増となった。また、不納欠損額は1,364千円で、前年比2,085千円の減となった。

歳入の執行率は総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、教育費に翌年度への繰越金があるため92.5%となっている。

繰越明許が行われ、翌年度へ繰越すべき財源57,714千円を差引いた、実質収支は58,307千円となった。前年度実質収支が86,453千円であるため、本年度単年度収支は、28,147千円の赤字となった。基金積立は102,000千円、基金取崩

が101,000千円、繰上償還を205,477千円行ったため、実質単年度収支は178,301千円の黒字決算となった。

決算の推移

(単位：千円)

年度	歳入決算額	対前年比%	歳出決算額	対前年比%	差引額	対前年比%
R元	2,916,958	10.6	2,768,438	9.2	148,520	43.9
2	3,581,053	22.8	3,370,415	21.7	210,638	41.8
3	3,570,330	△0.29	3,356,669	△0.41	213,660	1.4
4	3,408,283	△4.5	3,274,037	△2.4	134,246	△37.1
5	3,883,820	13.9	3,767,799	15.1	116,021	△13.5

義務的経費は、前年度に比し232,915千円(26.2%)の増となった。

内訳は、人件費が2,387千円(0.5%)の増、扶助費14,414千円(8.6%)

歳入

財政指標である財政力指数は単年度0.169、3ヶ年平均で0.166となっている。経常収支比率は79.8で前年度より2.0ポイント上がった。

実質公債費比率は7.9となり、単年度では2.4ポイントの増、3ヶ年平均では6.3ポイントで1.0ポイント増となったが、これらの指標及び積立金の状況から見て健全財政を維持しているものと判断する。

実質公債費比率(3ヶ年平均)

実質公債費比率	令和元年度	5.0%
	令和2年度	4.9%
	令和3年度	5.3%
	令和4年度	5.3%
	令和5年度	6.3%

の増、公債費216,114千円(87.3%)増である。今後とも義務的経費には意を用いていたいただきたい。

ア 予算現額に対する収入割合は95・3%、調定額に対しては、95・5%である。款別で調定に達していないのは、村税99・9%、財産収入は60・9%と前年度同様に低い。また、国庫支出金は95・4%、県支出金83・1%、村債77・1%となっている。

イ 村税の滞納
前年度より微増となったが、徴収率は99・9%と高水準で滞納整理に対する努力の成果が前年度に続き出ている。

ウ 別荘地貸付収入
現年度調定額は10,122千円、収入済額9,182千円（収納率90・7%）（前年度87・5%）。過年度分調定額12,794千円、収入済額8,484千円、収納率6・6%（前年度4・0%）となった。不納欠損処分は1,329千円執行され、前年度より1,019千円の減となっている。滞納額は11,556千円となり前年度より

1,237千円の減となったが依然多額である。

歳出

予算額4,071,790千円に対し、歳出決算額は3,767,799千円、繰越明許費があるため、執行率は92・5%となっている。

款別支出済額及び執行率（予算現額に対する比率）（単位：千円）

議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費	土木費
42,632	494,352	626,567	114,817	168,893	166,313	968,862
99.1%	92.9%	96.9%	94.5%	75.5%	98.2%	86.9%
消防費	教育費	公債費	諸支出金	予備費	災害復旧費	合計
136,977	202,270	463,706	382,411	0	0	3,767,799
99.2%	93.1%	99.9%	100%	0%	0%	92.5%

ア 予算の執行は、効

果調書の内容を精査したところ、概ね効率よく、また適確に行われており、伝票、証書類も整備されていると認めた。

イ 公有財産について、稼働状況等の個別評価を適切、継続的に実施し長寿命化、更新、要否等今後の財政負担を展望し、健全な財政管理が維持されるよう尽力されたい。

ウ 桑山地区の移住定住促進住宅整備が一段落した。引き続き、若者の定住促進を進めるため、移住体験住宅の活用や空き家の活用を進めることで、若者の移住定住が一層進み、人口の社会増加に繋がっていくことを期待する。

エ NPO法人による若い農業後継者育成により、自立する地域おこし協力隊員も出ており農地荒廃化の抑制に成果が出ている。引き続き定住促進に向けた支援も含め、地域農業を元気にする取り組みに期待したい。

化の進行、特に人材不足に関連したAI活用など事業環境の変化が著しい。各施策の展開について十分な検証・評価を行い、DXの推進を図り、住民が実感できる村づくりの実現に努力されたい。

カ 新型コロナウイルス感染症については、第5類に移行されたが、インフルエンザや他の感染症同様、ワクチン接種対応等の感染防止対策に尽力されたい。

キ 近年頻発する気象災害等について災害に強い村づくりを進められるよう、防災マップの周知や各種防災訓練の実施、意識の向上に努め安全安心施策の万全な取り組みを望む。

ク 小・中学校ともに一人1台端末等のICT化が進み、学校教育の方向性が大きく変化してきている。少子化に伴う学校生活の変化に合わせて、保小中一貫教育をさらに深め、子供たち一人ひとりの「個」に寄り添った教

国民健康保険 特別会計

財政収支の状況

歳入決算額
361,952,529円
歳出決算額
324,944,863円
差引額
37,007,666円

形式収支は37,008千円、単年度収支3,688千円、実質単年度収支は8,688千円となった。

歳入決算状況は調定額362,352千円に対し収入済額361,952千円で収納率は99・8%である。

歳入の主たるものは、国民健康保険税44,539千円（構成比12・3%）、県支出金25,774千円（構成比71・1%）で、一般会計からの繰入金金は24,640千円で、前年度より910千円の増となっている。

歳出の主たるものは、保険給付費254,138千円（構成比78・2%）国民健康保険事業費納付金59,627千円（構成比18・3%）である。

聖高原別荘地地上権 分譲事業特別会計

財政収支の状況
歳入決算額
2,961,050円
歳出決算額
2,441,900円
差引額
519,150円

村所有の別荘地が前年より21区画増え、1,317区画となり、全体の68・7%を占めている。本年度の販売実績は1区画である。景気の動向はあるが、販売促進にも意を用いていた。

下水道事業 特別会計

財政収支の状況

歳入決算額 358,778,999円
歳出決算額 148,508,736円
差引額 210,270,263円
である。

歳入は、使用料及び手数料47,142千円（構成比13・1%）、前年度対比154千円の増、一般会計繰入金282,674千円（構成比78・7%）前年度対比198,898千円の増となった。

歳出は、公債費が86,099千円（構成比57・9%）、前年度対比2,461千円の増、また建設改良費は14,317千円、前年度対比16,067千円の減となった。

実質収支は210,270千円で単年度収支では203,103千円の赤字となった。滞納額は、使用料の465千円で18千円増となった。引き続きの

滞納整理を望む。

なお、法改正により麻績村下水道事業特別会計は令和5年度末に廃止、新たに令和6年度から公営企業法による企業会計に移行した。事務事業の引継ぎが的確に行なわれることを望む。

水道事業特別会計

財政収支の状況

歳入決算額 652,406,377円
歳出決算額 407,041,394円
差引額 245,364,983円
である。

歳入の主たるものは、使用料及び手数料60,261千円（構成比9・2%）一般会計繰入金293,125千円（構成比44・9%）である。歳出では、公債費65,857千円（構成比16・1%）、建設事業費290,875千円（構成比71・4%）となった。

使用料の未収額は、1,100千円である。引き続きの滞納整理を

望む。

なお、法改正により麻績村水道事業特別会計は令和5年度末に廃止、新たに令和6年度から公営企業法による企業会計に移行された。事務事業の引継ぎが的確に行なわれることを望む。

介護保険特別会計

財政収支の状況

歳入決算額 508,265,504円
歳出決算額 463,403,440円
差引額 44,862,064円
である。

歳入の主たるものは、国庫支出金128,342千円（構成比25・2%）、支払基金交付金112,361千円（構成比22・1%）、繰入金76,116千円（構成比14・9%）、保険料78,612千円（構成比15・4%）である。

歳出は、保険給付費396,542千円（構成比85・6%）である。介護保険支払準備基金は10,000千円

の積立てを行い76,094千円となった。

後期高齢者医療 特別会計

財政収支の状況

歳入決算額 46,873,130円
歳出決算額 46,767,879円
差引額 105,251円
である。

保険料等を後期高齢者医療広域連合に納付することが主たる事業である。歳入は、医療保険料32,027千円（構成比68・3%）、一般会計からの繰入金14,398千円（構成比30・7%）が主たるもので、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金44,132千円（構成比94・3%）である。

高等学校生徒奨学 基金運用状況

新たな貸し出し件数はない。関係証票と計数を照合した結果、正確であることを認めた。

土地開発基金運用状況

決算年度末現在高

基金総額	運用の内容		現金
	土地等(宅地)	基金	
	面積	基金	
145,649,450円	—㎡	—円	145,649,450円

運用益として10千円の積立てをおこなった。

審査のわりに

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び効果調書並びに財産、備品、基金、契約、財産援助団体の事業報告又全般にわたる管理等に係る関係書類の提出や説明を受け、審査を終了した結果は、前述のとおり計数に誤りがなく帳簿、伝票、証書類も概ね良く整備されている。財政については、実質公債費比率、将来負

担比率など基準を大きく下回っていることや基金の状況からして健全財政を維持していると判断できる。

村債の借入残高は、大型事業等の影響により増加傾向が続いている。今後も大型の事業等の実施による起債の借入金額は高い水準で推移する傾向が予想されるため、将来を見据え健全な財政が保たれるよう努めていく必要がある。

また、元利償還金額の増加が見込まれるため実質公債費比率は上昇に転ずると予測される。

今後とも健全な財政運営に配慮するとともに財源を有効に活用し、第7次麻績村振興計画の将来像「さらなる飛躍を。心ときめく麻績村へ」の実現に向けた村づくりに一層の努力を願う。住民の社会生活、経済情勢の変化に迅速・的確に応える事業展開と住民目線の行政運営を期待し意見書とする。

令和5年度
麻績村健全化判断比
率及び資金不足比率
審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について令和6年7月22日に関係書類を審査したので、その結果を下記のとおり意見を付して提出します。

1 審査の概要

令和5年度麻績村一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、村長から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計における資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公

共団体の財政の健全化に関する法律に従って適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

3 個別意見

(1) 健全化判断比率

①実質赤字比率
実質赤字比率は、実質赤字額がないことから、比率は生じていない。

②連結実質赤字比率
連結実質赤字比率は、連結対象の各公営企業会計のいずれも資金の不足はないことから、比率は生じていない。

③実質公債費比率
実質公債費比率は、



村への監査結果報告

(3) 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。

6・3%となっており、早期健全化基準の25・0%を下回っている。
④将来負担比率
将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回っているため、比率は生じていない。

(2) 資金不足比率

各公営企業会計の資金不足比率は、資金の不足がないので、いずれの会計も比率は生じていない。

私たちはこんな活動をしています

8月

- ・議会運営委員会
- ・国道403号道路整備促進期成同盟会
- ・東筑議長会臨時総会
- ・穂高広域施設組合全協
- ・議会連絡会
- ・例月出納検査
- ・東筑摩郡議員大会
- ・民生児童委員協議会との行政懇談
- ・町村監査委員協議会総会
- ・青木麻績インター千曲線整備促進期成同盟会
- ・県要望
- ・大町麻績インター千曲線整備促進期成同盟会 県要望

9月

- ・議会定例会
- ・議会全員協議会
- ・総務経済委員会
- ・社会文教委員会
- ・議会連絡会
- ・例月出納検査
- ・町村議会議長会政務調査会

10月

- ・議会だより編集委員会
- ・長野県町村議会議長会定期総会
- ・第3回臨時議会
- ・議会全員協議会
- ・例月出納検査
- ・町村監査委員研修
- ・穂高広域施設組合全議会
- ・松本広域連合議会
- ・行政視察

編集委員

飯森寛志
宮川秀俊
清水清
峯村賢治



農業経営に関するアンケート調査結果

令和5年4月1日より「農業経営基盤強化促進法」が施行され、市町村は地域の目指すべき農地の姿を示した「地域計画」を策定することになりました。この「地域計画」を策定するために、農業委員会では、農業者に対して農地利用の現状や将来の耕作の見込みなどをお聞きするアンケート調査を行いました。アンケート調査結果の抜粋をお知らせします。

なお、詳しい結果につきましては、村ホームページに掲載いたします。

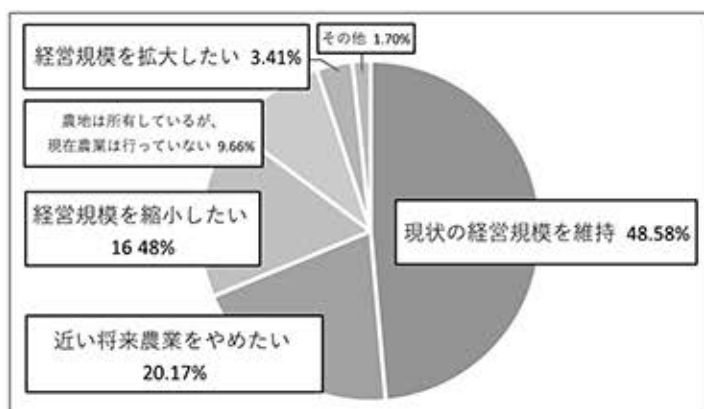
アンケート送付数	500件
回答数	358件
回答率	71.6%
回答者の平均年齢	71.2歳

●アンケート調査の標準的回答率は30～40%であり、今回のアンケート調査は71.6%の回答率となり高い結果となりました。

また、アンケート回答者の平均年齢は71.2歳で、農業者の高齢化が進んでいることがうかがえます。

○今後10年以内の農業経営に関する意向について

現状の経営規模を維持	171	48.58%
近い将来農業をやめたい	71	20.17%
経営規模を縮小したい	58	16.48%
農地は所有しているが、 現在農業は行っていない	34	9.66%
経営規模を拡大したい	12	3.41%
その他	6	1.70%
合計	352	100.00%

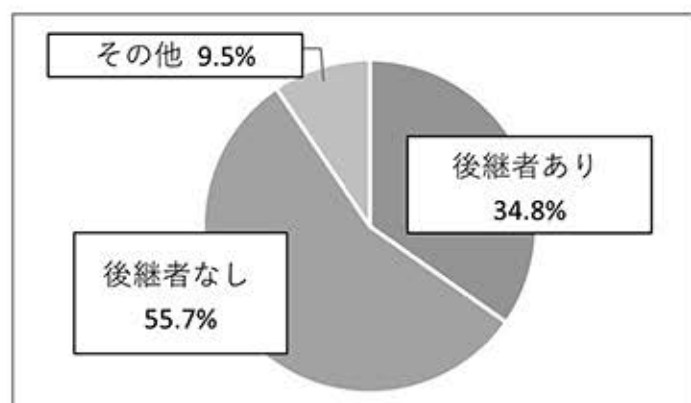


●今後10年以内の農業経営に関する意向については、「経営規模を拡大したい」「現状の経営規模を維持」の合計が52%を占めました。約半数が今後も農業経営を続けたいという明るい兆しも見られる反面、「近い将来農業をやめたい」「経営規模を縮小したい」の合計が36.7%となり、農業経営は厳しいものであると考えられます。

○後継者の有無について

後継者あり	121	34.8%
後継者なし	194	55.7%
その他	33	9.5%
合計	348	100.0%

●後継者については「なし」が55.7%と最も多く、後継者不足が問題となっています。



○集落・地域農業における問題点について(複数回答可)

担い手不足	247
鳥獣被害の増加	241
遊休荒廃地の増加	233
水路・農道の老朽化	134
その他	18

●集落・地域農業の問題点については「担い手不足」「鳥獣被害の増加」「遊休荒廃地の増加」がほぼ同数でした。担い手不足により遊休農地が増加し、遊休農地が野生動物の隠れ家となり、周辺の農地が荒らされ被害が出るという悪循環が発生しています。中山間地域である麻績村の課題がうかがえます。

○ご自身が農業を行う上で困っていること(複数回答可)

自身の健康問題や体力について	226
鳥獣被害の増加	198
草刈り	156
後継者がいない	132
農業機械の老朽化	128
収入	70
その他	18

●ご自身が農業を行う上で困っていることについて、農業者の高齢化に伴い「ご自身の健康問題や体力について」が最も選ばれた要因と考えられます。「鳥獣被害の増加」については2番目に多く選ばれており、鳥獣被害の増加もうかがえます。

今回のアンケート調査結果から、農業者の平均年齢の高さ、担い手不足、後継者不足が浮き彫りになってきました。村外で就職・定住し、定年後に村へ戻り農地を引き継ぎ農業を始める方もいます。しかし、定年の延長で就農年齢が上がり、健康問題や体力への不安から経営規模の拡大は難しいと考えられます。

新規就農者・移住者への期待が高まりますが、中山間地域である当村では農地の確保、集約が難しく専業農家としての独立は厳しい現状もあります。

平成28年からNPO法人「おみごと」では農業研修生として地域おこし協力隊を迎えています。約3年間の研修期間を終え、果樹農家として独立し、就農した方も増えてきました。今後も継続して研修生の受入れ、就農希望者とのマッチングが必要です。

これから農業者の離農が見込まれ、管理されなくなった農地をどのようにして新たな耕作者に引継ぎ、守っていくかが大きな課題です。

「地域計画」を作しましょう!

「地域計画」とは⇒「農地利用の地域計画」⇒「農地利用の未来設計図」

●地域計画は10年後、地域の農業をどんな農業にしていきたいか、大切な農地を、どう守り、次の世代につないでいくかを話し合い、地域の皆さんの希望する方向を明らかにする計画です。

地域計画について詳しくは⇒農林水産省HPへ



令和6年度

農地パトロール

農業委員会では、毎年村内全域を対象とした農地パトロール(農地利用状況調査)を行っています。

優良農地の確保・保全と遊休農地違反転用等の発生を未然に防ぐため、今年も村内を巡回し利用状況を調査しました。



令和6年度

雑草イネ調査

令和6年7月9日

農業委員会では村内の田んぼで雑草イネの発生状況調査を行いました。一時期に比べれば雑草イネの発生は少なくなっていますが、今回も複数の圃場で発生が確認されました。



令和6年度 生坂村・麻績村・筑北村

農業委員会協議会研修会

令和6年10月4日

3村合同の協議会研修会が生坂村で開催されました。生坂村農業公社小林和雄理事長から「生坂農業を支える農業公社の取り組み」について。長野県農業会議伊藤洋人専務理事兼事務局長から「改正食料・農業・農村基本法が目指す農業・農村の方向」についての講演があり、それぞれの内容に多くの委員が関心を寄せていました。



令和6年度

月の里収穫祭 石焼きいもの販売

令和6年10月13日

農業委員会では収穫祭に「石焼きいも」を販売しました。初めての石焼きいも作りでしたが、多くの方から好評をいただき完売することが出来ました。

農業委員会からの

お知らせ

●農地法第3条、第5条の申請の締め切りは、毎月15日です。
(15日が土日祝の場合は次の平日)
●定例会は毎月下旬(25日前後)に開催しております。



国が支える。
大きな安心!

しっかり積み立て、
安心して豊かな老後を

農業者 年金

3つの
加入要件

- ・20歳以上60歳未満
- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事

6つのメリット!

1. 少子高齢化に強い「積立方式」
2. 自由な保険料設定(月額2万円~6万7千円)
3. 終身年金で80歳まで保証
4. 税制優遇(全額社会保険料控除の対象)
5. 国庫補助(40歳未満の認定農業者・新規就農者等)
6. 国民年金の付加年金に加入(受給開始後2年で回収可能)



資料請求はホームページから <https://www.nounen.go.jp/>

全国農業 新聞

週刊 月4回
金曜日発行

月700円 年8,400円
(消費税込)

購読のお申込みは、農業委員会
までお気軽にご連絡ください。

農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」を
ともに考えます。

全国農業新聞は地域農業者の
代表機関である農業委員会の
ネットワークが発行する
週刊の農業総合専門誌です。

発行 全国農業会議所 <https://www.nca.or.jp/shinbun/>

編集後記

農業経営に関するアンケート調査結果を見ると麻績村における農業経営は厳しいものとなり、荒廃農地の増加が予想されます。先祖代々守ってきた農地はこれからどうなるのでしょうか。これからご自身の農地をどのようにしていきたいか。守りたい農地、保全したい農地はどこなのか。そのためには何が出来るのか、何をしなければならぬのか。

今後行われる「地域計画」策定を契機に、10年後の農地の姿を明確にし、次世代へつなぎましょう。農業委員も地域に出向き計画策定を進めます。美しい麻績村を未来につなぐため、一緒に考えましょう。さとの未来。



秋の出来事



保育園 運動会



筑北中学校 文化祭



ふくしのつどい



西之久保棚田農村交流体験イベント



松本空港ジェット化30周年記念物産展



本町コミュニティ広場 完成